

バナナ通信

第60号

～沖縄県内のNPO法人向けの情報誌～



今号の内容： NPO法人のやるべき事務手続きについて

注目!

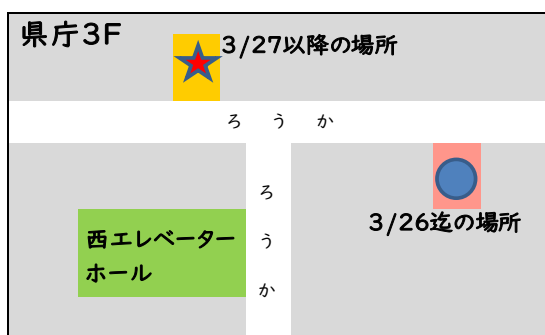


- 2頁 各種届出書等について(役員、代表者、所在地の変更)
- 3頁 各種届出書等について(事業報告書等)
- 4頁 定款変更について

お知らせ

● 沖縄県NPOプラザ及び消費・くらし安全課が、令和5年3月27日から同じフロア内で移動となります。元の場所の左斜め向かいです。お越しの際にはご注意ください。

沖縄県警側



パレットくもじ・議会棟側

令和5年2月28日現在

- ・ 沖縄県内NPO法人 **472**法人
- ・ 沖縄県内認定NPO法人 **7**法人
- ・ 法人設立認証縦覧中の団体 **1**団体
- ・ 解散法人 累計 **190**団体
- ・ 認証取消 累計 **135**団体

発行日：令和5年3月30日
発行：沖縄県NPOプラザ
(沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課内)

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2(3階)
TEL 098-866-2187 FAX 098-866-2789
E-mail: npo-plaza01@pref.okinawa.lg.jp
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shohikurashi/anzenkatsudo/test.html>





各種届出書等について



特定非営利活動促進法(略称:NPO法)には、NPO法人に係る諸手続きが定められています。また、県が運用上必要として提出をお願いしている様式もあります。ご協力よろしくお願いいたします。

※各様式は、「沖縄県NPOプラザのホームページ」※URLは表紙に記載 → 「3 NPO法人の管理・運営について」からダウンロードできます。

☆ 役員変更の届出について

(法第23条、第52条第1項、第53条第1項、第62条)

- NPO法人は、次に該当する場合、役員変更等届出書を届け出る必要があります。
 - ① 役員改選があったとき(再任、任期満了)。※全員再任でも要届出!
 - ② 役員の任期途中で変更があったとき(新任、死亡、辞任、解任、住所又は居所の変更、改姓又は改名の場合、その都度届出です)。
- ※変更後の役員名簿の添付が必要です。また、代表者の変更の場合、変更登記後、登記事項証明書(コピー可)の添付をお願いします。

☆ 代表者変更の届出について

(役員変更等届出書提出のケース①②に当てはまらない場合)

- 役員内で法人の代表者に変更となった場合は、代表者変更届出書の提出をお願いします。

(例) 理事から理事長へ変更となる場合、役員変更届出書の提出は不要ですが代表者変更届出書を提出する。
- ※変更登記後、登記事項証明書(コピー可)の添付をお願いします。

☆ 所在地変更の届出について

- 定款上、事務所所在地が市町村までの記載となっている法人については、所在地が変更となった場合は、所在地変更届出書の提出をお願いします。

※定款上、事務所所在地がすべて記載されている法人の所在地が変更となった場合は、定款変更届出書の提出をお願いします。

※法人の登記簿には住所が記されているので、住所変更があれば変更登記が必須となります。県には、変更登記後、届け出てください。

※変更登記後、登記事項証明書(コピー可)の添付をお願いします。

☆ 事業報告書等について

(法第28条、29条)

○ 事業報告書等の作成について

NPO法人は、事業年度終了後3ヶ月以内に、前事業年度の実績の有無にかかわらず、事業報告書等の法定書類を作成しなければなりません。

これらの書類を、その作成の日から起算して5年を経過した日を含む事業年度の末日までの間、事務所に備え置き、定款などとともに社員または利害関係人からの請求により閲覧させる必要があります。

県は、提出を受けたこれらの書類（閲覧をする日から5年以内に提出を受けたものに限る）や定款等については、閲覧の請求により、閲覧させることとなっています。

○ 事業報告書等の提出について

NPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、事業報告書等を県に提出しなければいけません。事業報告書等の提出がない場合は、過料事件の通知や設立の認証の取消しを行うことがあります。

NPO法において「休止・休業」といった制度はありません。

1年間活動実績がない場合も、前事業年度において活動実績がない旨を事業報告書等に記載し、ご提出ください。



事業報告書等とは、以下の6点セットのことです。沖縄県NPOプラザHPで様式をダウンロードすることが出来ます。提出前に、セルフチェックリスト（HPでダウンロード）で書類を確認の上、セルフチェックリストも含めて一式そろえて提出しましょう。

No.	事業報告書等	提出部数
1	事業報告書	2部
2	活動計算書（及び計算書類の注記）	2部
3	貸借対照表	2部
4	財産目録	2部
5	年間役員名簿 (前事業年度において役員であった者の氏名・住所・報酬の有無)	2部
6	社員のうち10人以上の者の名簿 (前事業年度の末日における社員)	2部



定款変更について



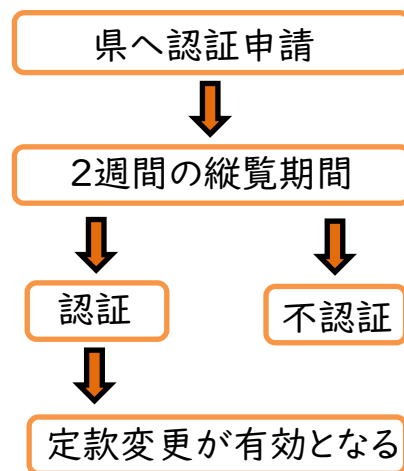
定款変更については、県の認証が必要な変更と、届出書の提出でできる変更があります。今回は、その2つの違いについてご説明します。

※申請等に必要な様式は、沖縄県NPOプラザHP (URLは表紙に記載) からダウンロードできます。

☆ 県の認証が必要な定款変更

以下の①～⑩に関して定款を変更する場合、県の認証が必要となるため、定款変更認証申請を行う必要があります。定款の効力は、県の認証を受けた日から発生します。

- ①目的
- ②名称
- ③活動の種類及び事業の種類
- ④県外への主たる事務所移転
- ⑤社員の資格の得喪に関する事
- ⑥役員に関する事(役員の定数は除く)
- ⑦会議(総会・理事会)に関する事
- ⑧その他事業に関する事
- ⑨解散時の残余財産の帰属に関する事
- ⑩定款の変更に関する事



認証が必要な定款の具体的な内容(例)

定款第1条(法人の名称)、3条(目的)、4条(活動の種類)、5条(事業)、7条・9～11条(社員資格の得喪)、13条2項～19条(役員に関する事)、21条～38条(会議に関する事)、51条(定款変更)、53条(帰属財産)などの変更

上の具体例は一般的な例であり、法人の定款ごとに異なります。詳しいことは沖縄NPOプラザ(消費・くらし安全課)にご相談下さい。

☆ 届出書の提出で足る定款変更

基本的には、上記の「認証が必要な定款変更」以外について定款を変更する場合、県へ届出書を提出することで定款が変更できます。

手続きとしては、

- ①定款変更届出書
- ②定款変更の総会議事録の写し
- ③変更後の定款(2部)

※登記事項証明書(定款の変更にかかる登記をしたとき)をそろえて、沖縄県NPOプラザ(消費・くらし安全課)へ届け出て下さい。

